

令和3年度（2021年度）当初予算編成方針について

ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えれば、「新しい生活様式」に適応しつつ、「新しい幸せ」を追求するため、これまでの取組の継続・拡充を前提とするのではなく、しなやかに変化していく必要がある。そのため、令和3年度当初予算については、以下の基本的な方向性により編成を行う。

【基本的な方向性】

➤ ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた施策構築

基本構想で描く2030年の姿を実現し、本当の意味での『健康しが』を実現するため、未来への投資として、戦略的かつ効果的な施策を構築

➤ 新型コロナウイルス感染症への対応

※以下、新型コロナウイルス感染症は「感染症」と呼称

医療提供体制の充実・強化や感染拡大防止対策、経済・雇用・生活支援対策など、令和3年度においても引き続き実施が必要な事業に適切に対応

➤ 財政健全化の推進

行政経営方針に基づき実施している取組の継続に加え、県財政の持続性・安定性の確保のため、追加の対応を実施

1 ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた施策構築

- ✓ 世界的な感染症の拡大が社会生活や経済活動に影響し、今後も様々な変化が予想される中で、改めて基本構想で描く2030年の姿を実現する必要があると再認識した上で、現在の基本構想を引き続き推進することとし、ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据え、政策や施策の方向性をしなやかに変化させ、「新しい幸せ」を追求していく。
- ✓ こうした中、施策構築に当たっては、利他の「こころ」、全ての人の自由と平等、多様性、持続可能性という「視点」、権利の保障、応答性を備えた対話、協働による変革という「姿勢」と、次の5つの「政策の方向」を大切にしていく。

大切にしたい「政策の方向」と重視する施策の柱

大切にしたい「政策の方向」	重視する施策の柱
① いのちとくらし、人権の保障	強い絆と思いやり(「三方よし」と「利他の精神」)で守るいのちとくらし
② 子どもの権利の保障と次世代のための社会変革	社会全体(多世代、多文化)で子どもを育み、育つ環境づくり(未来への投資の拡充)
③ 滋賀の自然資本や文化芸術の価値の再評価・発信	豊かな自然と文化に囲まれた適度に疎なくらし(風とともに 琵琶湖のそばで)
④ 自然が許す限りのつくる力の再強化 【いのちを守るために必要な人材の育成とモノの生産】	変化する時代を見据えた産業への進化(新たな時代の滋賀の産業づくり)
⑤ より良い自治と真の民主主義のための行政の実現	超スマート社会におけるより良い自治の実現

2 新型コロナウイルス感染症への対応

感染症への対応については、以下の方針に基づき対応

✓ 令和3年度に必要となる経費については、当初予算において適切に見積もる。

→ これまで実施してきた対策や「新型コロナウイルス感染症対策にかかる振り返りと今後の方向性」を踏まえて、令和3年度に実施する必要があると見込まれる事業については、当初予算で見積もる。

✓ 一方で、現時点で予見することに限界があることも事実であることから、その時々で必要となる対策、対応については機動的かつ適切に対応。

→ 感染症の状況を踏まえて事業内容等を検討しなければ計上できない事業については、その事業量等を的確に見込むことが困難であることから、補正予算で対応

✓ 雇用対策については、別途通知に基づき適切に見積もる。

※ 感染症への対応のため、必要となる経費については、部局枠とは別に所要の要求を認める。【コロナ対応経費】

【対象】 感染症対策として喫緊に対応が必要なもの（R2から継続するものを含む。）

なお、部局枠、重点化特別枠等で実施してきた事業を組み替えて計上するもの等、部局枠等で実施することが妥当であるものについては対象としない。

【留意点】 国の来年度予算や収支見通しの状況により、調整を行う可能性がある。

3 財政健全化の推進

✓ 感染症関連以外の事務・事業については、これまでの取組を漫然と継続するのではなく、予算を組み替えるなど、適切に内容を見直す。

→ 原則として、新規項目の要求は、既存事業の見直しの範囲内とする。

→ 出張・イベント・会議等の見直し、事務の簡素化等、継続実施する事業も内容を見直す。

✓ 大規模事業については、既に着手済みのもの、および取り組みが具体化しているもので知事との協議を了し事業実施の方針が決定されたものに限り、要求を認める。

→ 新規や追加の経費については、原則として要求は認めない。

✓ 部局枠について、2億円規模のマイナスシーリングを実施

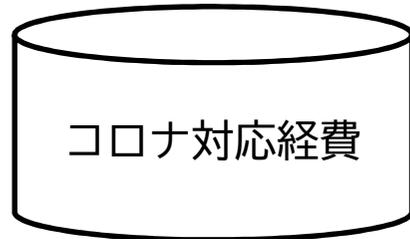
→ 行政経営方針に基づき実施している収支改善の取組に加え、内部事務経費や裁量の余地の大きな政策的経費等をベースに、各部局に配分する部局枠について、総額で2億円規模の縮減を行う。

✓ 特別枠の一部を廃止

→ 令和2年度当初予算において設定していた協働枠、健康経営枠に係る取組については、通常の事業（部局枠、重点化特別枠等）において推進

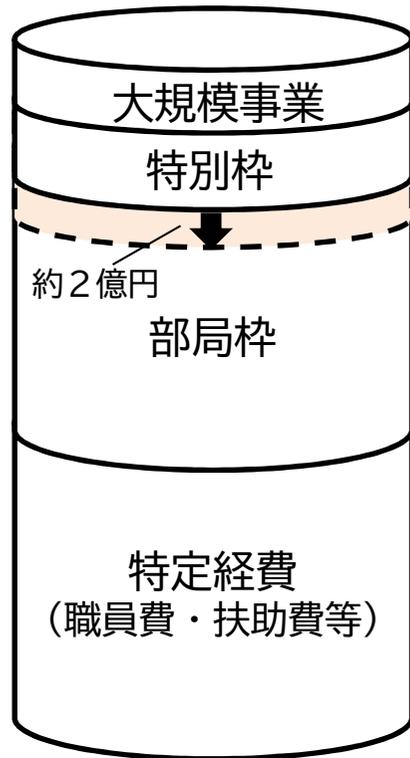
予算のフレーム イメージ

必要な感染症対策については追加での対応を実施。一方で、その他の経費については持続可能な財政運営が行えるよう予算枠の削減、事業の進捗調整等を実施。



【コロナ対応経費】

感染症対策として喫緊に対応が必要な経費については、特別枠、部局枠とは別に要求することができる。



【大規模事業】

原則として、新規や追加の経費は要求を認めない。
(あらかじめ了としたもの限り要求可能)

【特別枠】

重点化特別枠、長寿命化等推進特別枠については継続実施。
協働枠、健康経営枠については廃止。

【部局枠】

収支改善の取組のほか、部局への配分枠の削減（マイナスシーリング）を実施（約2億円）。

【特定経費】

所要額を要求

予算フレーム